

沖縄県の土地利用規制

※下記に該当する場合は各所管と調整する必要があります。

都市計画法		
(都市計画区域内) 市街化区域における1,000㎡以上の開発行為、市街化調整区域において開発行為を行う場合は知事の許可が必要です。また、未線引都市計画区域内でも3,000㎡を超える場合は、知事の許可が必要です。 (都市計画区域外) 10,000㎡以上の開発行為を行う場合は、知事の許可が必要です。		
土木建築部	建築指導課	866-2413

県土保全条例		
3,000㎡以上の一団の土地について開発行為をしようとする場合は、知事の許可が必要です。 開発区域の面積が30,000㎡を超える場合は、開発行為許可申請の前に知事に事前協議を行い、同意を得る必要があります。		
企画開発部	土地対策課	866-2040

農地法		
農地又は採草牧草地について、所有権の移転又は賃借権等の設定・移転をする場合は、農業委員会又は知事の許可が必要です。 農地を農地以外のものに転用する者は、知事又は農林水産大臣の許可が必要です。		
農林水産部	農政経済課	866-2257

農業振興地域の整備に関する法律		
農用地区域内の開発行為については、知事の許可が必要です。 なお、農用地利用計画において指定された用途以外に供することはできません。		
農林水産部	農政経済課	866-2257

国土利用計画法		
一定面積以上の土地取引を行った場合は、知事に届出が必要です。 対象面積 ・市街化区域：2,000㎡以上 ・その他の都市計画区域：5,000㎡以上 ・都市計画区域外：10,000㎡以上		
企画開発部	土地対策課	866-2040

森林法		
地域森林計画の対象となっている民有林の立木を伐採しようとする場合は、市町村長に届出が必要です。 また、1haを超える開発をしようとする場合、並びに保安林の立木の伐採等を行う場合には、知事の許可が必要です。 なお、保安林を他の用途に転用する場合には、知事又は農林水産大臣への保安林の指定の解除手続きが必要です。		
農林水産部	森林管理課	866-2295

自然環境保全法、沖縄県自然環境保全条例		
普通地区、特別地区で工作物の新增改築、木材の伐採、水面の埋立・干拓等の行為を行う場合は、届出、許可が必要です。		
環境部	自然保護・緑化推進課	866-2243

自然保護法、沖縄県立自然公園条例		
普通地域、特別地域で工作物の新增改築、木材の伐採、鉱石物の採取等の行為を行う場合は、届出、許可が必要です。		
環境部	自然保護・緑化推進課	866-2243

沖縄県赤土流出防止条例		
1,000㎡以上の一団の土地について土地の区画形質の変更(切土・盛土)を行おうとする場合は、知事への届出、又は通知が必要です。なお、事業行為の実施にあたっては、条例に定める基準に適合した施設を設置し、管理しなければなりません。		
環境部	環境保全課	866-2236

その他		
<ul style="list-style-type: none"> ○沖縄県福祉のまちづくり条例(障害保健福祉課 866-2190) ○宅地造成等規制法(建築指導課 866-2413) ※宅地造成工事規制区域の指定はありません(H27.4.1現在) ○駐車場法(都市計画課 866-2408) ○海浜を自由に使用するための条例(河川課 866-2404) ○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(河川課) ○地すべり等防止法(海岸防災課 866-2410) ○海岸法(海岸防災課 866-2410) ○河川法(河川課 866-2404) ○大気汚染防止法(環境保全課 866-2236) ○水質汚濁防止法(環境保全課 866-2236) ○土壌汚染対策法(環境保全課 866-2236) ○騒音規制法(環境保全課 866-2236) ○振動規制法(環境保全課 866-2236) ○公害防止条例(環境保全課 866-2236) ○環境影響評価条例(環境政策課 866-2183) ○ダイオキシン類対策特別措置法(環境保全課 866-2236) ○工場立地法(企業立地推進課 866-2770) ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(環境整備課 866-2231) ○墓地、埋葬等に関する法律(生活衛生課 866-2215) ○鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(自然保護課 866-2243) ○文化財保護法、文化財保護条例(教育庁文化財課 866-2731) 		

沖縄県景観形成条例		
高さが13mを超え又は建築面積1,000㎡を超える建築物の新築、増築若しくは改築又は移転を行う場合、色彩の変更等を行う場合は、知事への大規模行為の届出が必要です。また、高さが3mを超える擁壁等、13mを超えるその他工作物も届出が必要です。 なお、屋外における物品の集積等、地形の外観の変更を伴う土石等の採取、土地の区画形質の変更の際にも、規模に応じて届出の必要がある場合があります。		
土木建築部	都市計画・モノレール課	866-2408